

社会福祉法人山梨県社会福祉事業団理事及び監事の報酬等に関する規程

制定 平成29年 3月24日

改正 平成29年 6月14日

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人山梨県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の定款第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤の理事とは、理事のうち、事業団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、事業団の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬、賞与
- (2) 非常勤の役員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、評議員会において決定する。

- (1) 報酬 別表1に定める算式により算出される額
- (2) 賞与 職員給与規程第4章の規定に準じて支給する

2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給時期等は、職員給与規程の規定に準じて支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める職員旅費規程に基づいて旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(通勤手当等)

第7条 常勤の理事に、通勤手当、扶養手当及び住居手当を支給する。

(準用規定)

第8条 この規程に定めるものを除くほか、通勤手当、扶養手当及び住居手当について、その額、計算方法及び支給に関しては職員給与規程等の定めを準用する。

(公表)

第9条 事業団は、この規程をもって、社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団役員の報酬等に関する規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成29年 6月14日から施行する。

別表 1

常勤の理事の報酬に係る算式（第 4 条第 1 項第 1 号関係）

常勤の理事の報酬月額、山梨県から示される「県OBの給料決定について（県関係団体用）」の、当該理事が最初に理事に就任する年度の特別職の基準額から 2% を控除した額とする。

別表 2

非常勤の役員の報酬の額（第 4 条第 2 項関係）

- (1) 理事 無報酬
- (2) 監事 監事監査等への出席
 - ・ 会計監査を行う監事 300,000円から350,000円の範囲内
 - ・ 処遇監査を行う監事 10,000円から 20,000円の範囲内
 - ・ 定款第18条第2項の調査を行った都度 10,000円